

日本スポーツ協会における国民体育大会開催基準要項の改正等について

1 国民体育大会開催基準要項の改正について

日本スポーツ協会は、今後、鹿児島国体の延期と同様の事態が生じた場合に備え、国民体育大会開催基準要項における「第16項 大会開催の可否決定」を下記のとおり改正。

国体（国スポ）の延期のルールが規定されることにより、仮に、令和3年（2021年）開催予定の三重国体が延期されることとなった場合でも、本県の国スポの開催年度に変更は生じない。

1 国民体育大会開催基準要項の改正概要

- 「第16項 大会開催の可否決定」を「第16項 大会開催の可否決定及び延期の対応」とし、延期について規定。
- 災害その他の事由^{※1}で、実施不可能な競技が3分の2程度に達した場合、予定されていた会期における大会の中止を決定。
- 全国的に社会経済活動に極めて重大な支障が生じている状況、全国的に一定期間を超えてスポーツ活動や大規模イベント開催が著しく制限される状況、実施競技の2/3以上で全国的に予選会開催が困難な状況が生じているときには、開催県が希望する場合、大会中止決定から1か月以内に延期を申請することができる。
- 申請を受けて、日本スポーツ協会は、文部科学省と協議のうえ、延期の可否を決定。
- 延期する場合、本大会については、開催地が決定している年又はこれに準ずる年^{※2}のうち、最も開催年が遅い年の翌年に延期する。
- 実施競技、実施種目および参加都道府県数は、当初予定のとおり。
- 延期された大会の開催年以降の大会は、開催年をそれぞれ1年延期。ただし、内定していた大会の延期は1回限り。
- 延期開催は、当該大会につき1回限り。

※1：自然災害（豪雨、地震、津波等）、テロ、感染症の蔓延 等

※2：滋賀県、青森県の開催年は、「これに準ずる年」の扱い。青森県は、例年どおりであれば令和2年7月に開催内定の予定であったことを踏まえ、本県と同じ扱いとされる。

【令和3年の三重国体（本大会）が中止となり、延期される場合】

年度	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)
開催県	三重県	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県
備考	開催県	決定県	決定県	決定県	内定県 ※決定県に 準ずる県	内定県 ※決定県に 準ずる県	内々定	内々定

- 三重国体の延期開催の時期は、青森国スポ後の令和9年（2027年）となる。

※令和2年10月8日に佐賀県は決定県となっており、現在、決定県が3県となっている。

【令和7年の滋賀国スポ（本大会）を中止し、延期する場合】

年度	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
開催県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	群馬県	島根県
備考	開催県	決定県	決定県	内定県	内定県	内々定



長野国スポが開催決定後に延期を決定する場合

令和7年の滋賀国スポを中止して、延期を行う場合、延期を決定するタイミングによって、延期開催の時期は以下のとおり異なる。

- ・長野国スポの開催決定*前に延期を決定する場合、滋賀国スポの延期開催の時期は、宮崎国スポ後の令和10年（2028年）となる。

※例年7月に日本スポーツ協会理事会が開催され、開催3年前となる県に対して開催決定が行われる。

- ・長野国スポの開催決定後に、延期を決定する場合、滋賀国スポの延期開催の時期は、長野国スポ後の令和11年（2029年）となる。

2 開催基準要項の新旧対照表（関係部分抜粋）

改正前	改正後
<p>第16項 大会開催の可否決定</p> <p>大会開催県が、大会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。</p>	<p>第16項 大会開催の可否決定及び延期の対応</p> <p>(1)国内において、大会開催時までには又は会期中に災害その他の事由が発生した場合は、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省及び当該大会開催県と協議し、日本スポーツ協会が予定された会期における開催の可否を決定する。この場合、予定された会期において実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、予定された会期での開催を中止するものとする。</p> <p>(2)(1)において、「災害その他の事由」とは、次に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による被害） 2) 人為災害（火災や大気汚染など都市災害、交通事故、管理災害、環境災害） 3) 特殊災害（テロ、化学物資の漏洩など自然現象以外が要因で発生する災害） 4) その他これに類する事象（感染症の蔓延や拡大防止を事由とするものを含む） <p>(3) (1)に掲げる場合において、次に掲げるいずれかの状況が生じているときには、(4)に示すところに従い、大会の開催を延期することができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 全国的に社会経済活動に極めて重大な支障が生じ

	<p>ている状況</p> <p>2) 全国的に一定期間を超えてスポーツ活動や大規模イベント開催が著しく制限される状況</p> <p>3) 実施競技の3分の2以上で全国的に予選会（本要項第18項に定める都道府県大会及びブロック大会をいう。）の開催が困難な状況</p> <p>(4) (3)に従い大会の開催を延期する場合には、次に示す手続に従うものとする。</p> <p>1) 当該大会開催県が延期を希望する場合は、(1)に示す開催中止の決定から1カ月以内を期限として、日本スポーツ協会に開催の延期を申請する。期限内に申請が行われない場合は、当該大会は中止するものとする。</p> <p>2) 日本スポーツ協会は、前号の申請を受けた場合、文部科学省と協議し、当該大会開催の延期の可否を決定する。</p> <p>3) 前号により延期が認められる場合、当該大会の開催年及び開催時期は、原則として次の通りとする。</p> <p>① 冬季大会：開催地が決定、内定又は開催申請書提出順序了解していないいずれかの年</p> <p>② 本大会：開催地が決定している年又は6)によりこれに準ずる年※のうち、最も開催年が遅い年の翌年</p> <p>4) 前号により開催する大会回数は、前年に開催の大会に順次付するものとし、実施競技、実施種目及び参加都道府県数については、原則として当初予定していた大会の通りとする。</p> <p>5) 3)により延期された大会の開催年以降に、開催地が内定し又は開催申請書提出順序了解されていた各大会については、開催年をそれぞれ1年延期するものとする。ただし、冬季大会の開催年についてはこの限りではない。</p> <p>6) 開催地が内定していた各大会については、前号により開催年を延期するのは1回限りとし、当該延期後の開催年は、3)②において、開催地が決定している年に準ずる年として扱うものとする。</p> <p>7) 3)による延期開催については、当該大会につき1回限りとする。</p> <p>(5) 延期開催に関する成績の取扱い及び参加資格の対応については、別に細則第7項で定める。</p>
--	---